

## 連帯保証人届出書

私は、貴協会の定款・諸規則並びに宅地建物取引業法等の諸法令を遵守することを約束し、連帯保証人とともに右記に連署の上ここにお届けいたします。

年 月 日

免許番号 国土交通大臣 ( ) 号  
知事 ( ) 号

主たる事務所

商 号

代表者氏名 (印)

## 連帯保証書

- 私は、宅地建物取引業法第64条の8の規定により、上記の法人に対する不動産取引に関連した債権について、消費者等の申出に基づき、貴協会の供託した弁済業務保証金から弁済を受けることができる額を貴協会が認証し、消費者等に弁済業務保証金が還付された場合は、その還付額と同額の還付充当金を貴協会に納付することを上記の法人と連帯して保証します。
- 還付充当金の上限額は、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定により金1,000万円（上記の者が支店を設置した場合は1支店ごとに金500万円をこれに加算した額）であり、法令の改正によりその額に増減が生じたときは、増減後の規定に従うことを承諾します。
- 保証期間は、代表者が保証人の場合、入会日より退会に伴う公告に定める認証申出の期限までとし、その期間内に申出のあった債権について貴協会が認証したことによる還付充当金の納付を連帯して保証します。また、同法人の代表者を退任し、新任の代表者による連帯保証書の提出があった場合

でも、代表者在任中の取引に関する還付充当金の納付は新任の代表者とともに連帯して保証します。なお、同法人の代表者を退任した場合でも、新任の代表者による連帯保証書の提出がない場合には、代表者を退任した後の取引に関する還付充当金の納付についても、連帯して保証することを念のため申し添えます。

代表者以外の（第三者）保証人については、原則として連帯保証を約した日より5年間とし、その期間内に申出のあった債権について、貴協会が認証したことによる還付充当金の納付を連帯して保証します。

（自署・捺印の上、発行後3ヶ月以内の印鑑証明書を添付のこと。）

年 月 日

本 籍

住 所

連帯保証人 (代表者) 氏 名 (印)

職 業

生年月日 年 月 日生

電話番号

本 籍

住 所

連帯保証人 (第三者) 氏 名 (印)

職 業

生年月日 年 月 日生

電話番号

本部名		社員資格 取得日		統一 コード	
-----	--	-------------	--	-----------	--

## 連帯保証人届出書

私は、貴協会の定款・諸規則並びに宅地建物取引業法等の諸法令を遵守することを約束し、連帯保証人とともに右記に連署の上ここにお届けいたします。

年 月 日

免許番号 国土交通大臣 ( ) 号  
知事 ( ) 号

主たる事務所

商 号

代表者氏名 (印)

## 連帯保証書

- 私は、宅地建物取引業法第64条の8の規定により、上記の法人に対する不動産取引に関連した債権について、消費者等の申出に基づき、貴協会の供託した弁済業務保証金から弁済を受けることができる額を貴協会が認証し、消費者等に弁済業務保証金が還付された場合は、その還付額と同額の還付充当金を貴協会に納付することを上記の法人と連帯して保証します。
- 還付充当金の上限額は、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定により金1,000万円（上記の者が支店を設置した場合は1支店ごとに金500万円をこれに加算した額）であり、法令の改正によりその額に増減が生じたときは、増減後の規定に従うことを承諾します。
- 保証期間は、代表者が保証人の場合、入会日より退会に伴う公告に定める認証申出の期限までとし、その期間内に申出のあった債権について貴協会が認証したことによる還付充当金の納付を連帯して保証します。また、同法人の代表者を退任し、新任の代表者による連帯保証書の提出があった場合

でも、代表者在任中の取引に関する還付充当金の納付は新任の代表者とともに連帯して保証します。なお、同法人の代表者を退任した場合でも、新任の代表者による連帯保証書の提出がない場合には、代表者を退任した後の取引に関する還付充当金の納付についても、連帯して保証することを念のため申し添えます。

代表者以外の（第三者）保証人については、原則として連帯保証を約した日より5年間とし、その期間内に申出のあった債権について、貴協会が認証したことによる還付充当金の納付を連帯して保証します。

（自署・捺印の上、発行後3ヶ月以内の印鑑証明書を添付のこと。）

年 月 日

本 籍

住 所

連帯保証人 (代表者) 氏 名 (印)

職 業

生年月日 年 月 日生

電話番号

本 籍

住 所

連帯保証人 (第三者) 氏 名 (印)

職 業

生年月日 年 月 日生

電話番号

本部名		社員資格 取得日		統一 コード	
-----	--	-------------	--	-----------	--